

移動支援事業・日中一時支援事業の請求について

契約内容報告書について

利用者との契約締結、変更、終了の際には「契約内容（地域生活支援事業サービス受給者証記載事項）報告書」を提出してください。

請求書類

事業を実施した月の翌月 10 日までに、当該事業を実施した月に係る請求について下記の請求書類を添えて、一括で請求してください。

【移動支援】

- ①門真市移動支援事業請求書
- ②門真市移動支援事業請求明細書兼サービス提供実績記録票
- ③門真市移動支援上限管理表（必要時）

※移動支援事業の3ヵ月ルールについて※

当市の移動支援事業の契約支給量は3ヵ月単位となっており、支給決定期間の支給決定最終月により「3ヵ月支給開始月」が決まります。

別添の3ヵ月ルール早見表をご確認の上、「門真市移動支援事業請求明細書兼サービス提供実績記録票」に記入していただき、適切に契約支給量の管理をお願いいたします。

【日中一時支援事業】

- ①門真市移動支援事業請求書
- ②門真市移動支援事業請求明細書兼サービス提供実績記録票

提出期日 事業を実施した月の翌月 10 日まで

提出方法 持参または郵送

支払期日 請求のあった月の翌月末に支払いいたします。

(例：1月に事業実施→2月10日までに請求書等を提出→3月末日に口座振込します。)